処分基準整理票

処分の内容		那覇市新都心公園 ・公園内行為許可の取り消し ・有料公園施設利用許可の取り消し ・公園・有料公園施設利用料金減免申請 ・利用料金の返還					
根拠法令及び条項		那覇市新都心公園等の管理に関する条例 第9条					
			おいて準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)				
公表 ■する □しない(公表しない場合の根拠:第79 当)					第 5	号に該	
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)						
処分基準							
処 分 基 準 設定年月日		令和5年7月14日	処 分 基 準 最終変更年月日	年	月	日	
所管部署		都市みらい部 公園管理課					
備考							

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない 場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

別紙

(監督処分)

- 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、行為許可又は利用許可を 取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復 若しくは新都心公園等からの退去を命じることができる。
 - (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - (2) 行為許可又は利用許可に付した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段により行為許可又は利用許可を受けた者
- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、行為許可又は利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する 必要な処置を命ずることができる。
 - (1) 新都心公園等に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 新都心公園等の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じた場合
 - (3) 新都心公園等の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合